## 広報くまむら 新型コロナウイルス関係 臨時お知らせ版6月号

## ステイホームからステイビレッジへ

全国で緊急事態宣言が解除され、熊本県新型コロナウイルス地域区分における「感染未確認地域」へ引き下げられま した。しかしながら、第2波と思われる感染が発生している地域があり、再び感染が広がる可能性は拭えません。 「新しい生活様式」は長丁場に備え、日々の暮らしに感染症対策を取り入れることを提言しています。「ステイホーム」 から「ステイビレッジ」へ――。皆さんで新型コロナウイルスを予防しましょう。

人との間隔は できるだけ 2 気 あけよう



症状がなくても 会話をするとき はマスクを着用 しよう

帰宅後は手と顔 を洗おう できるだけ着替 えよう

会話や食事は できるだけ 対面を避けよう



あなたと身近な人の命を守れるよう「新しい生活様式」を実践しましょう

遊びに行くなら 屋内より 屋外を選ぼう



手洗いは 30 秒かけて 石鹸で丁寧に

ときには 手指消毒薬も



定期的に 換気をしよう

「3密」を 避けよう



毎朝の 健康チェック

発熱や風邪の 症状がある場 合は自宅療養



日常生活での「新しい生活様式」実践例				
買い物	娯楽・運動	食事	移動	
○レジに並ぶ時は、	○公園はすいた時	○横並びや互い違	○感染が流行している地域からの移動、	
前後にスペース	間、場所を選択	いに座ろう	感染が流行している地域への移動は	
○1人か少人数で	○散歩、ジョギン	○料理に集中	控えよう	
すいた時間に	グは少人数で	会話は控えめに	○帰省や旅行は控えめに	
○計画を立てて	○すれ違う時は	○大皿は避けて料	出張はやむを得ない場合に	
すばやく済ます	距離をとる	理は個々に盛る	○発症したときのため、誰とどこで会っ	
○サンプルなど展	○動画を活用した	○持ち帰りやテイ	たかメモにする	
示品への接触は	自宅でのトレー	クアウトを活用	○地域の感染状況に注意する	
控えめに	ニングを	○屋外空間で		
○通販や、電子	○予約制を利用し	気持ちよく	心相発示るこの税法11事	
決済の活用	てゆったりと	○お酌、グラスや	○大人数での会食は避けて	
	○狭い部屋での	お猪口の回し	○発熱や風邪の症状がある場合は	
	長居は無用	飲みを避けて	参加しない	

## ■ イベントなどの開催制限の段階的緩和の目安

催物・イベントの参加および開催については、国の基本的方針に基づき、適切な感染防止策が講じられることを前提に、今後開催を認める要件を段階的に緩和していくこととしています。段階的緩和の目安は次のとおりです。

「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスクの着用、発熱などの症状がある人は外出などを避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」などに基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染症対策(行動管理含む)の呼びかけ。 ✓

→ 感染拡大の兆候やイベントなどでのクラスター発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止なども含めて国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策などに関する分析をできるかぎり活用(業種別ガイドラインの改定にも活用)。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

今後、感染状況などに変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策などを通知。

基本的な考え方			具体的なあてはめ	
時期		収容率	人数上限	地域の行事
【移行期間】 ステップ① 5月 25 日~	屋内	50%以内	100人	
	屋外	十分な間隔 (できれば <b>2 m</b> )	200人	【100人又は50%(屋外200人)】 ※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可。
ステップ② 6月 19 日惍〜	屋内	50%以内	1,000人	
※ステップ①から 約3週間後	屋外	十分な間隔 (できれば <b>2 m</b> )	1,000人	
ステップ③	屋内	50%以内	5,000人	
7月 10 日金〜 ※ステップ②から 約3週間後	屋外	十分な間隔 (できれば <b>2 m</b> )	5,000人	O
【移行期間後】 感染状況を見つつ	屋内	50%以内	上限なし	※特定の地域からの来場を見込 み、人数を管理できるものは可
8月1日出を目途 ※ステップ③から 約3週間後	屋外	十分な間隔 (できれば <b>2 m</b> )	上限なし	

**問い合わせ** 熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓□☎096(300)5909

## ■ 新型コロナウイルス感染症専用相談窓口が設置されました

こんな時には、まず専用相談窓口へご相談ください!

- ①**息苦しさ、強いだるさ、高熱など**の強い症状の**いず れか**がある。
- ②**重症化しやすい人**で、発熱や咳などの**比較的軽い風 邪**の症状がある。
  - ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、 免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人。
  - ※妊婦の人については、念のため、重症化しやすい 人と同様に早めにご相談ください。
- ③上記以外の人で発熱や咳など比較的風邪の症状が続く(症状が 4 日以上続く場合はご相談ください。 /

- ○症状には個人差があります。強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤を飲み続けなければならない人も同様です。)
- ④新型コロナウイルス感染症のクラスターの 一員に該当する(症状の有無や接触した日からの経過日数は問いません)
  - ※上記は相談の目安です。①~③の症状に該当される人全てが検査対象となるわけではなく、医師が総合的に判断した結果、「新型コロナウイルス感染症を疑う」場合に検査を行うことになります。

熊本県新型コロナウイルス感染症 専用相談窓口(コールセンター) ☎096(300)5909 (24時間対応) 他にも、情報提供や新型コロナウイルスの疑い患者を診察する医療機関(帰国者・接触者外来)への受診調整を行う保健所(帰国者・接触者相談センター)の案内等を行っています。

FAXでの相談も受け付けています。

熊本県健康危機管理課 FAX096(383)0607 または FAX096(383)0608 (受付時間: 9 時から 19 時まで)

### 第 29 回日本一の大鮎釣り選手権 大会を中止します

例年8月最終土曜日に開催している第29回日本一の大鮎釣り選手権大会は、全国から参加者を募る大会のため、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止します。

問い合わせ 球磨村商工会☎(25)6660

#### 地域美化運動を中止します

例年実施している「地域美化運動」について、 毎年ご協力いただいておりますが今年度は中止します。「地域美化運動」は、村民一人一人の活動により住みよい地域環境を育んできた大変貴重な活動であるため、中止について慎重に検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えることと、何よりも村民の皆さまの健康と安全を最優先に決定しました。

なお、地区の判断により地域の環境美化活動の ため、自主的に実施される場合には、密集、密接 を避けるなどの感染予防対策をお願いします。

問い合わせ 健康衛生課生活環境係☎(32)1139



# 令和2年度の熱中症予防行動

環 境 省 厚生労働省 令和2年5月

## 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、 ③手洗いや、「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等の<u>「新しい生活様式」が求められています</u>。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

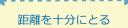
## 1 暑さを避けま<u>しょう</u>

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- 涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



## 2 適宜マスクをはずしましょう







- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離 (2メートル以上) を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、 適宜マスクをはずして休憩を

### 3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

## 4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず 自宅で静養

## 5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れずに、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と 感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密 (密集、密接、密閉)を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。





新型コロナウイルス感染症に関する情報:

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\_00001.html 熱中症に関する詳しい情報: https://www.wbgt.env.go.jp/



新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、

災害時には、危険な場所にいる人は 避難することが原則です。

## 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く 必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。 できるだけ自ら携行して下さい。
- 避難所では、避難所スタッフが**分散避難**に ついてお願いする場合があります。
- また健康チェックも行います。
- 豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。 やむをえず車中泊をする場合は、浸水しない よう周囲の状況等を十分確認して下さい。



## 村有施設や公民館を利用するときの感染症予防について

#### 1. 健康チェックと手洗いなどの徹底

- ①検温及び体調の確認を行い、発熱や風邪症状が ある場合、同居家族や知人に感染が疑われる場 合は施設の利用をご遠慮ください。
- ②感染拡大予防のため、咳エチケット、マスク着用、手洗い、手指の消毒を徹底してください。

#### 2. 施設利用の注意点

- ①当面の間、人吉球磨在住の人のみのご利用をお願いします。
- ②3密(密集・密接・密閉)の回避を徹底してください。
- ③対面での会議やミーティングなどをする際には、出来るだけ正面に座ることを避け、人と人との距離を最低 1 次(出来れば 2 次)空けるようにしてください。
- ④利用の前後と利用中に換気をする時間を設けて ください。
- ⑤利用後は必ず机、椅子、ドアノブ、そのほか使 用したものの消毒を徹底してください。
- ⑥利用者の氏名、連絡先などを控え、利用責任者 はいつでも連絡をとれるようにしてください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間の措置として、住民の皆さんには次の3点についての取り組みの徹底をお願いします。

#### 3.【3密】を回避するポイント!

【密閉の回避】

利用時間内は定期的(1時間程度)に室内の換 気を行いましょう!

#### 【密集の回避】

多人数での利用は控えましょう!

#### 【密接の回避】

お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話などは 控えましょう!

村有施設の利用に関する問い合わせ先		
村有施設名	問い合わせ	
渡多目的集会施設		
神瀬多目的集会施設	/// 24 = 11 / 17	
コミュニティセンター清流館	総務課管財係 ☎(32)1111	
ふるさと振興センター		
コミュニティセンターたかさわ		
学校施設(体育館など)	教育委員会	
球磨村総合運動公園	<b>☎</b> (32)1117	



6月から学校が再開しました。長期に渡る臨時休業(休校)の影響が、子どもの心や体に出ていませんか。困りごとや悩みごとは抱え込まずお気軽にご相談ください。早めの対応が解決につながります。

#### 保護者と子どもたちの相談窓口

まずは、担任、学年主任、養護教諭、教頭先生へ渡小学校☎(33)0009 一勝地小学校☎(32)0380球磨中学校☎(32)1122

教育委員会にもご相談ください

教育委員会学校教育係 ☎(32)1117

※内容によっては担当課や専門機関、スクールカウンセラーへつなぎます。

#### 熊本県の相談窓口

球磨教育事務所学校支援アドバイザー

**☎**(22)1155

県 24時間子ども SOSダイヤル

**2**0120(078)310

問い合わせ 教育委員会学校教育係☎(32)1117

#### 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な人へ

## ■ 徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により村税を納付する ことが困難になった場合に、申請により無担保か つ延滞金なしで1年間、徴収の猶予を受けること ができます。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付な ど、事業の状況に応じて計画的に納付すること も可能です。

#### 【対象となる村税】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などすべての税目が対象になります。これらのうち既に納期限が過ぎている未納の村税についても、遡ってこの特例を受けることができます。

#### 【対象者】

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2 月以降の任意の期間(1カ月以上)において、 事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね 20気以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

#### 【申請手続きなど】

申請書は税務課窓口にあります。申請期間は令和 2年6月30日似か納期限のいずれか遅い日まで。 詳しくは税務課窓口へご相談ください。

問い合わせ 税務課徴収係☎(32)1113

## ■ 農林漁業者などへの支援

国民の皆さまに食料を安定的に供給するため、農林漁業者や食品産業事業者の皆さまには、感染症対策に留意しつつ、事業継続をお願いしています。 農林漁業者や食品産業事業者の皆さまが安心して 事業を継続していけるように国の支援がありますので問い合わせください。

#### ●新型コロナウイルス感染者が発生した場合

事業者	問い合わせ(九州農政局)
農業者	生産部生産技術環境課 ☎096(300)6270
畜産事業者	生産部畜産課 ☎096(300)6277
食品産業事業者	経営・事業支援部食品企業課 ☎096(300)6333

#### ●売り上げが減少した、資金繰りへの支援

#### ①持続化給付金(経済産業省)

売り上げが前年同期比で50公以上減少している農業者、農業法人、中小企業などには持続化給付金(法人:最大200万円、個人事業主:最大100万円)が給付されます。

問い合わせ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570

#### ②融資

経営維持が困難になった人への支援です。

#### ▶農林漁業者

日本政策金融公庫

(農林漁業セーフティネット資金) ほか

問い合わせ経営・事業支援部経営支援課

**2**096 (300) 6373

#### ▶食品産業者

日本政策金融公庫

(新型コロナウイルス特別貸付制度)

問い合わせ経営・事業支援部食品企業課

**2**096 (300) 6333

## ■ 新型コロナウイルス感染症各種相談窓口

相談項目	問い合わせ	備考
新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口	熊本県新型コロナウイルス 感染症専門相談窓□ ☎096(300)5909	同お知らせ版3釒。に詳細を掲載
小学校、中学校に関すること	教育委員会学校教育係 ☎(32)1117	
公民館、体育施設の利用に関すること	教育委員会社会教育係 ☎(32)1117	   同お知らせ版6΅に詳細を掲載 
村有施設の利用に関すること (公民館、体育施設を除く)	総務課管財係 ☎(32)1111	
納税の猶予・相談に関すること	税務課徴収係 ☎(32)1113	同お知らせ版7~に詳細を掲載
健康相談に関すること	健康衛生課保健予防係 ☎(32)1139	
こころの悩み相談	住民福祉課地域包括支援係 ☎(32)1112	
事業の継続・雇用に関する相談	企画振興課山村振興係 ☎(32)1114	

## ■ 新型コロナウイルス感染症各種支援

支援内容は追加される予定です。村ホームページや今後の広報紙で随時お知らせします。

支援項目	支援内容	問い合わせ
特別定額給付金	1人当たり 10 万円 4月 27 日現在球磨村に住 民票がある人に給付。申し込み期限 8月 21 日金	総務課総務係 ☎(32)1111
子育て世帯への臨時 特別給付金	児童1人当たり1万円 令和2年4月分の児童手当(特例給付を除く)を 受給する人※令和2年3月の中学卒業者は含まれ ます 令和2年3月31日までの出生児が対象	住民福祉課福祉係 ☎(32)1112
商工業制度資金 利子補給補助金	補助金額 借受人が毎年1月1日から12月31日までに取扱金融機関に支払った約定利子の全額(千円未満切り捨て)上限は年額20万円	企画振興課山村振興係 ☎(32)1114
プレミアム付き商品券	検討中	
緊急小口資金(特例)	貸付上限 20 万円 措置期間: 1 年以内、償還期間: 2 年以内	球磨村社会福祉協議会
総合支援資金(特例)	貸付上限 20 万円 原則 3 カ月以内 措置期間 1 年以内、償還期間 10 年以内	<b>☎</b> (32)0022